平成２６年（フ）第３１５号
横浜市南区永田東３丁目17番34―503号
債務者　池川　公二
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯沢　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月14日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４８号
静岡県伊豆市八幡780番地の１
債務者　土屋　正男
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋賢太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
秋田県大仙市大花町１番７号　大花都市再生住宅408
債務者　佐藤　邦昭
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２４１号
横浜市港南区港南５丁目19番５号
債務者　中釜　　章
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　大介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
茨城県古河市西町５番71号
債務者　吉田　崇志
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　破産債権の届出期間　平成26年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２７号
千葉県匝瑳市野手1986番地１　特別養護老人ホーム花園、住民票上の住所千葉県匝瑳市春海6958番地
債務者　品村　　清
法定代理人成年後見人　福原　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
広島市南区仁保２丁目20番34号
債務者　尾島　富雄
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
広島市南区仁保２丁目20番34号
債務者　尾島ムツ子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
広島市西区中広町２丁目24番16号
債務者　砂本　武生
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正則
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
山口県下関市武久西原台９番18号
債務者　佐野　公一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖田　哲義
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
埼玉県本庄市銀座２丁目５番23号　レインボー本庄501
債務者　関善寿こと　セキ　イハラ　アグスティン　ゼンジ（ＳＥＫＩ　ＩＨＡＲＡ　ＡＧＵＳＴＩＮ　ＳＥＮＹＩ）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６号
岡山県倉敷市福田町古新田679番地３　グランドハイム福田201号室
債務者　長尾　裕也
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
大津市日吉台２丁目12番１号、前住所大津市唐崎１丁目24番10号　201号
債務者　林　　親司（旧姓原田・変更前の名弘幸）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７７１号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―351号
債務者　竹内　順一
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部